

「建築工事における週休２日促進工事」の試行について 特記仕様書

本工事は、十日町市「建築工事における週休２日促進工事」の試行対象案件で、「４週８休以上」を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、週休２日の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合、その達成状況に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。

受注者は、受注後速やかに「建築工事における週休２日促進工事」の試行希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により試行する場合は、「建築工事における週休２日促進工事」試行実施要領に基づき行うものとする。

その他詳細は、試行実施要領を確認すること。

試行実施要領は、十日町市ホームページから入手できる。